

福島医発第 2736 号 (地)
平成 30 年 1 月 31 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

高病原性鳥インフルエンザに関する対策について

今般、文部科学省より標記の件について、都道府県教育委員会等に周知した旨、別添のとおり日本医師会を通じて本会に対しても通知がありました。

香川県さぬき市の農場の家きんについて、高病原性鳥インフルエンザ (H5 亜型) の疑似患畜であることが確認されたとの発表があり、鳥インフルエンザへの対策については、各学校の設置者に対し、休日等の児童生徒等の野外における諸活動を含め、下記の点に留意し適切に対応するよう周知されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、関係者と連携して予防に努めるよう貴会会員学校医への周知方よろしくお願いいたします。

なお、「今冬の学校におけるインフルエンザ総合対策の推進について」は、平成 29 年 12 月 13 日付け福島医発第 2326 号 (地) にて、「高病原性鳥インフルエンザ (H5 亜型) が疑われる事例の発生について」は、平成 30 年 1 月 19 日付け福島医発第 2631 号 (地) にて、貴会宛てに通知しておりますことを申し添えます。

記

1. 手洗い、うがいの励行

児童生徒等に対し、日頃から、手洗い、うがいなど一般的な感染予防対策を徹底させること。

2.児童生徒等や教職員等に対する野鳥・家きん・飼育動物等への対応等の周知徹底等
環境省作成の「野鳥との接し方」(別紙2)を参考にし、

- (1) 死んだ野鳥などを発見した場合には、手で触らないこと。同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、近くの都道府県又は市町村役場に連絡すること。
- (2) 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合や野鳥などの排泄物等に触れた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする。
- (3) 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしないこと。

鳥や動物を飼育している場合については、

- (4) それらが野鳥と接触しないようにすること。

このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。

また、周囲に穀類糖のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。

3.正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することではなく、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

【本件照会先】

〈学校における保健管理について〉

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健指導係

TEL : 03-5253-4111 (内線 2918)

FAX : 03-6734-3794

〈学校における飼育動物について〉

文部科学省初等中等教育局
教育課程課教育課程第一係

TEL : 03-5253-4111 (内線 2903)

FAX : 03-6734-3734

(地Ⅱ190)

平成30年1月25日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会 常任理事
道永麻里



高病原性鳥インフルエンザに関する対策について
(周知依頼)

今般、文部科学省より、表題の件につき、都道府県教育委員会に周知した旨、連絡がありました。

インフルエンザ対策については、既に地Ⅱ151（平成29年11月29日）を発出しておりますが、各都道府県医師会におかれましては、貴会関係の郡市区医師会ならびに学校医に対し、関係者と連携して予防に努めるよう周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。



事 務 連 絡
平成 30 年 1 月 12 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公私立大学事務局
各国公私立高等専門学校事務局
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について

農林水産省より、香川県さぬき市の農場の家きんについて、高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）の疑似患畜であることが確認されたとの発表（別紙 1）がありましたので、お知らせします。

鳥インフルエンザへの対策については、既に数次の事務連絡（最近では平成 29 年 11 月 9 日付け）において、同様の対応をお願いしていますが、各学校の設置者におかれては、休日等の児童生徒等の野外における諸活動を含め、下記の点について、設置する当該学校に対して周知し、適切に対応するようお願いいたします。

また、これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（以下、専修学校・各種学校を含む）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課におかれては、所管又は所轄の学校法人等及び学校に対して、国公立大学法人におかれては、各附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

記

1. 手洗い、うがいの励行

児童生徒等に対し、日頃から、手洗い、うがいなど一般的な感染予防対策を徹底させること。

2. 児童生徒等や教職員等に対する野鳥・家きん・飼育動物等への対応等の周知徹底等

環境省作成の「野鳥との接し方」（別紙 2）を参考にし、

- (1) 死んだ野鳥などを発見した場合には、手で触らないこと。同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、近くの都道府県又は市町村役場に連絡すること。
- (2) 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合や野鳥などの排泄物等に触れた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする。

(3) 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしないこと。

鳥や動物を飼育している場合については、

(4) それらが野鳥と接触しないようにすること。

このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。

また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。

3. 正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することではなく、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

(本件照会先)

<学校における保健管理について>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健指導係

TEL 03-5253-4111 (内線 2918)

FAX 03-6734-3794

<学校における飼育動物について>

文部科学省初等中等教育局

教育課程課教育課程第一係

TEL 03-5253-4111 (内線 2903)

FAX 03-6734-3734

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

香川県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。

1. 概要

香川県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。
今後、病原性及びNA亜型について動物衛生研究部門（注）において検査を実施します。

（注）国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関（部門長 坂本研一）

2. その他

- （1）高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、当該農場（肉用鶏約5.1万羽）及び当該農場の関連農場（肉用鶏約4万羽）で飼養されている家きんについて、疑似患畜として処分いたします。
- （2）これらの農場は、飼養家きん等の移動を自粛しています。
- （3）我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- （4）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- （5）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課
担当者：石川、木下
代表：03-3502-8111（内線4582）
ダイヤルイン：03-3502-8292
FAX：03-3502-3385

野鳥との接し方について

- 死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。また、同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていいただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。
特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています
正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします

鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議

日 時：平成30年1月12日（金）10:00～

場 所：合同庁舎8号館8階特別大会議室

議 題：香川県の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の発生に対する対応について

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な助言を行うこと。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

平成30年 1 月12日
農 林 水 産 省

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例の
これまでの対応状況（1月12日7時現在）

- 1 10日（水）、香川県さぬき市の家きん農場において、死亡羽数が増加し、当該死亡家きんについて簡易検査を行ったところ、10日11時30分に陽性と判明。
- 2 これを受け、農林水産省では、10日14時に対策本部（本部長：齋藤農林水産大臣）を設置し、精密検査で陽性となった場合に、殺処分、移動制限区域の設定、政務の派遣等を行う旨決定するとともに、10日のうちに職員を派遣したところ。
- 3 他方、10日、簡易検査に引き続き実施した精密検査の結果、最も感度が高い検査において陽性反応が出ないなど、専門家の判断としても、高病原性鳥インフルエンザと断定するには至らなかった。
- 4 このため、11日、国から依頼した専門家の支援の下改めて検査を行った結果、11日22時15分にH5亜型陽性と判明し、当該農場及びその関連農場で飼養されている約9.1万羽の肉用鶏について、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であると判定した。
- 5 11日23時45分から殺処分を実施しており、併せて焼却に向けた準備も現在行っているところ。

【農場概要】

＜香川県＞

農場所在：香川県さぬき市

飼養形態：肉用鶏約5万1千羽（関連農場：肉用鶏約4万羽）

※ 半径3km圏内の家きん飼養農場：7戸、約6万4千羽

（発生農場及び疫学関連農場は除く。）

※ 半径3-10km圏内の家きん飼養農場：19戸、約100万7千羽

平成30年1月10日
農林水産省対策本部決定

今後の対応方針

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施する。

- 1 ①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、②農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、③半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 2 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 3 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 4 副大臣又は大臣政務官を香川県に派遣する等により、香川県と緊密な連携を図る。
- 5 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 6 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
- 7 殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 8 「疫学調査チーム」の派遣。
- 9 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。
- 10 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

韓国における高病原性鳥インフルエンザの状況（2017年11月以降）

京畿道（1件）

⑩1月2日 抱川（ポチョン）市 採卵鶏 H5N6

全羅北道（2件）

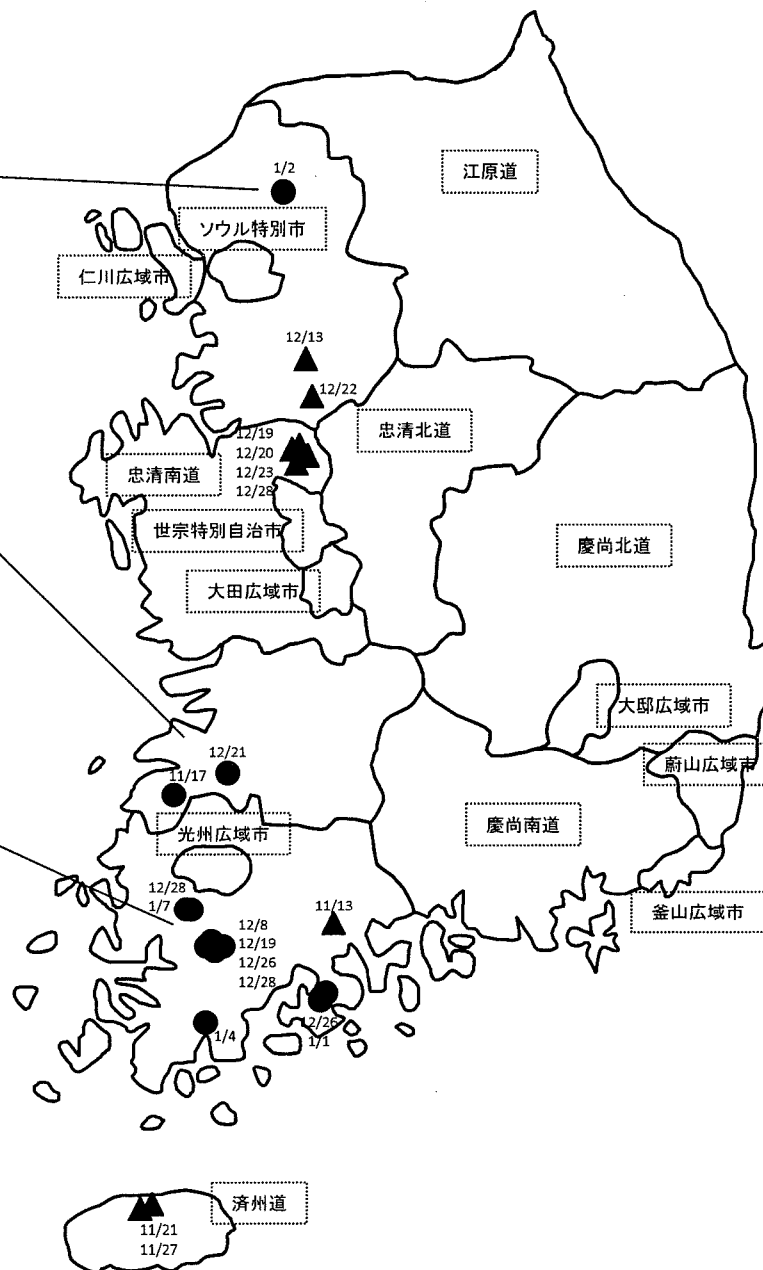
- ①11月17日 高敞（コチャン）郡 肉用あひる H5N6
 ④12月21日 井邑（チョンウプ）市 肉用あひる H5N6
 （③と同一系列農場）

全羅南道（7件）

- ②12月 8日 霊岩（ヨンアム）郡 種あひる H5N6
 ③12月19日 霊岩（ヨンアム）郡 肉用あひる H5N6
 （②の疫学関連農場）
 ⑤12月26日 霊岩（ヨンアム）郡 種あひる H5N6
 （③と同一系列農場）
 ⑥12月26日 高興（コフン）郡 肉用あひる H5N6
 ⑦12月28日 羅州（ナジュ）市 種あひる H5N6
 ⑧12月28日 霊岩（ヨンアム）郡 肉用あひる H5N6
 ⑨ 1月1日 高興（コフン）郡 肉用あひる H5N6
 ⑪ 1月4日 康津（カンジン）郡 種あひる H5N6
 ⑫ 1月7日 羅州（ナジュ）市 肉用あひる H5N6

- ：家きんでの発生
 ▲：野鳥からのウイルス分離

※ 日は症状の発現日又は検体の採取日



家きんでの発生：12件 (H5N6)

あひる	11
鶏	1

殺処分羽数：約146万羽
 （うち予防的殺処分は約106万羽）

野鳥の感染事例：9件 (H5N6)

京畿道	2
忠清南道	4
全羅南道	1
済州道	2

検体はすべて糞便

2018年1月9日現在
 農林水産省動物衛生課

（韓国農林畜産食品部資料より）

平成 30 年 1 月 12 日

家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ疑い事例に係る
環境省の対応について

環境省自然環境局

香川県さぬき市の農場における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例への環境省の対応は、以下のとおり。

- 発生農場周辺半径 10km を「野鳥監視重点区域」に指定し、香川県及び徳島県に野鳥の監視を強化するよう要請。
- 中国四国地方環境事務所に、香川県及び徳島県と連携し、現地周辺の野鳥に関する情報収集を指示。
- 「野鳥緊急調査チーム」を現地に 1 月 12 日（金）から 14 日（日）に派遣し、緊急調査を実施。

※野鳥緊急調査チーム：現地の状況把握、指導助言等を実施。

<参考：これまでの取組>

- 冬鳥の渡来に合わせ、毎年10月～翌年4月に全国の渡来地で糞便を採集。また、通年で死亡野鳥等から検体を採取し、鳥インフルエンザウイルスの保有状況を調査（野鳥サーベイランス）。
- 今シーズンは、次のとおり、死亡野鳥において1県7例の高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）が確認されている。

場所	検体	検出日
島根県松江市	コブハクチョウ3羽	11月9、20日（2羽）
	キンクロハジロ3羽	11月13、15、20日
	ユリカモメ1羽	11月15日

- 引き続き関係機関と情報共有を図るとともに、全国での野鳥の監視を継続。

事 務 連 絡

平成 30 年 1 月 11 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）感染症担当課 御中

厚生労働省健康局

結核感染症課

高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）が疑われる事例の発生について
（情報提供）

今般、農林水産省より、別添のとおり、香川県さぬき市の農場の家きんにおいて高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）が疑われる事例が発生した旨の発表がありましたので、取り急ぎ情報提供します。

なお、引き続き、鳥インフルエンザの人への感染防止のため、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成 18 年 12 月 27 日付け健感発第 1227003 号）に基づいた対応をお願いするとともに、「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成 18 年 11 月 22 日付け健感発第 1122001 号）に基づき、医療機関において鳥インフルエンザを疑う患者を診察した場合は、保健所に連絡されるよう改めて周知をお願いします。

別添：農林水産省による公表資料

参考：

「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成 18 年 12 月 27 日付け健感発第 1227003 号）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000172034.pdf>

「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成 18 年 11 月 22 日付け健感発第 1122001 号）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000172036.pdf>

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

香川県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。

1. 概要

香川県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。
今後、病原性及びNA亜型について動物衛生研究部門（注）において検査を実施します。

（注）国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関（部門長 坂本研一）

2. その他

- （1）高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、当該農場（肉用鶏約5.1万羽）及び当該農場の関連農場（肉用鶏約4万羽）で飼養されている家きんについて、疑似患畜として処分いたします。
- （2）これらの農場は、飼養家きん等の移動を自粛しています。
- （3）我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- （4）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- （5）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課
担当者：石川、木下
代表：03-3502-8111（内線4582）
ダイヤルイン：03-3502-8292
FAX：03-3502-3385

事 務 連 絡
平成30年1月11日

各都道府県消防防災主管部(局) 御中

消防庁救急企画室

鳥インフルエンザの発生事例について（お知らせ）

今般、別添1のとおり農林水産省より、香川県さぬき市の肉用鶏農場において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたとのプレスリリースがあり、別添2のとおり総理指示がありましたので、取り急ぎ情報提供いたします。

鳥インフルエンザウイルスについては、国外で感染した鶏やその死体等に濃厚に接触した場合に、人に感染した事例がまれに確認されているのみではありますが、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して情報の提供を行うとともに、感染予防の留意事項の周知等必要な対応について遺漏がないよう、よろしくお願いいたします。

また、関係機関から消防機関に、協力依頼があった場合は、必要に応じてご協力頂きますようお願い致します。

（連絡先）

消防庁救急企画室

TEL：03-5253-7529

FAX：03-5253-7532

担当：森川専門官、小川係長、中西事務官

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

香川県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。

1. 概要

香川県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。
今後、病原性及びNA亜型について動物衛生研究部門（注）において検査を実施します。

（注）国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関（部門長 坂本研一）

2. その他

- （1）高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、当該農場（肉用鶏約5.1万羽）及び当該農場の関連農場（肉用鶏約4万羽）で飼養されている家きんについて、疑似患畜として処分いたします。
- （2）これらの農場は、飼養家きん等の移動を自粛しています。
- （3）我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- （4）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- （5）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課
担当者：石川、木下
代表：03-3502-8111（内線4582）
ダイヤルイン：03-3502-8292
FAX：03-3502-3385

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な助言を行うこと。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。